

資料提供
滋賀労働局発表
平成28年1月20日

担当	滋賀労働局職業安定部職業安定課
	課長 林 行 宏
	課長補佐 若 林 久 人
	電話 077-526-8609

## 長浜公共職業安定所における雇用保険受給資格者証の誤交付について

滋賀労働局（局長 辻 知之）は、長浜公共職業安定所（所長 東田 典昭）における個人情報を含む雇用保険受給資格者証の誤交付について、下記のとおり当該事案を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

### 記

#### 1 概要

長浜公共職業安定所（以下「長浜所」という。）において、失業の認定等に係る事務処理の過程に際し、Aさんに手交すべき雇用保険受給資格者証（以下「資格者証」という。）を誤ってBさんに手交するという事案が発生した。

※ 資格者証は雇用保険を受給するために必要な書類で、雇用保険被保険者番号、氏名、生年月日、口座番号等の情報が記載されている。

#### 2 事実経過

- (1) 平成28年1月14日（木）、長浜所において、職員XがBさんに失業の認定手続に係る書類を返却する際、誤ってAさんの資格者証を併せて交付した。
- (2) 同日、Aさんから、提出した資格者証が返却されない旨の申出があり、長浜所内をくまなく探すも見つからないため、Aさんに対し謝罪の上、確認を行う旨を伝え、帰宅いただいた。
- (3) 同日、Bさんから失業の認定手続に係る書類の中にAさんの資格者証が紛れ込んでいたとの連絡があり、この時点で誤交付が発覚した。
- (4) 同日、長浜所長及び管理課長は、Bさん宅を訪問の上、経過を説明及び謝罪を行い、Aさんの資格者証を回収した。
- (5) 同日、長浜所長及び管理課長は、Aさん宅を訪問の上、経過の説明及び謝罪を行い、理解を得るとともに、Bさんから回収した資格者証を手交した。

#### 3 発生原因

本事案は、資格者証返却時の確認手順が遵守されていなかったことが原因と考えられる。

#### 4 再発防止策

- (1) 長浜所においては、1月15日（金）に、緊急会議を開催し、所長から全職員に対して事案の概要を説明し、個人情報の適切な管理及び取扱を再度徹底するよう指示した。
- (2) 滋賀労働局においては、1月18日（月）に、管下公共職業安定所長に対し、本事案の概要を周知し、改めて本人確認や作業手順の遵守など個人情報の適切な取扱いを指示した。